

一般社団法人日本マンション学会 名誉会員規則

(当初制定：2011年2月1日 JICL 規則第12号)

(候補者推薦)

第1条 理事会は、12月末現在において、65歳以上で、次の各号に該当する者のうちから、名誉会員候補者を推薦することができる。

- 1) 前会長
- 2) 元会長
- 3) その他理事会の議決により推薦する者

(議決)

第2条 理事会は候補者推薦として、社員総会に提案する。社員総会は、推薦された候補書を議決する。

2 名誉会員候補者に対しては、理事会推薦承認後、会長名の文書で名誉会員候補者に推薦された旨を伝え、社員総会授賞式への出席を求めるものとする。名誉会員として議決された社員総会以降は、第3条の規定を受ける。

(経費の支払い)

第3条 名誉会員は、定款第9条に基づき、名誉会員として議決された年度から会費の支払いを免除される。

2 大会などへの行事の参加は無料とする。

(改廃)

第4条 この規則の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附則

第1条 この規則は、平成22年2月2日より施行する。